

理由書（垂井町府中地区）

1 当該都市計画の現在の位置付け

垂井町は大垣市、神戸町、安八町の4市町で構成される広域都市計画である大垣都市計画区域に属している。「暮らしやすさを実感できる産業文化都市の形成」の基本理念のもと、構成市町が持続可能な都市づくりを進めている。

本地区は、垂井町の北部に位置し、区域区分設定当初から道路の中心線を区域区分界としていた。平成9年度に本地区東側に隣接する主要地方道岐阜関ヶ原線が整備され、道路の形状が変わり、道路の中心線に変更があった。令和4年度に実施した都市計画法第6条に基づく基礎調査の結果、区域区分と現在の地形地物とに相違があることが判明した。

2 当該都市計画の必要性

区域区分は原則として地形地物にあわせて行われるべきであるため、区域区分を変更する必要がある。